

質疑への回答書

各 位

庄 原 市 長
(総務部管財課)

令和7年10月27日に公告を行った「保健福祉施設2施設 で使用する電力の供給」の入札案件について、当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日: 令和7年12月2日

記

質 疑 事 項	回 答
質疑1 (質疑受領日: 令和7年 10 月 31 日) 燃料費等調整額について、契約書案では「本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。」と記載がありますが、燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない(燃料費等調整額の請求を行わない)契約方法でも問題ないでしょうか。	回答1 (回答掲載日: 令和7年 11 月 5 日) 燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない契約方法でも問題はありません。
質疑2 (質疑受領日: 令和7年 11 月 7 日) ○入札に参加できる条件について 「過去5年以内において、高圧受電による1年間以上の電力供給の実績を有する者」とありますが、1 年以上の電力供給の実績の期間の内に取次供給期間も実績に含まれるのでしょうか。	回答2 (回答掲載日: 令和7年 11 月 7 日) 取次供給であっても、直接自社にて需要家と電力供給契約を締結するなどして、自ら高圧受電による電力供給を1年以上行った場合は、本入札への参加条件に定める実績に含むものとします。
質疑3 (質疑受領日: 令和7年 11 月 12 日) 一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。	回答3 (回答掲載日: 令和7年 11 月 14 日) 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとします。 ただし、一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においては、電気料金の単価についても改定することが考えられますので、その場合については、契約単価の変更について協議に応じます。

質 疑 事 項	回 答
質疑4（質疑受領日：令和7年 11 月 12 日） 一般送配電事業者が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。	回答4（回答掲載日：令和7年 11 月 14 日） この場合、契約単価の変更について協議に応じます。
質疑5（質疑受領日：令和7年 11 月 12 日） 1施設(1 つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 また、弊社では1施設につき1つの請求書のみの発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	回答5（回答掲載日：令和7年 11 月 14 日） 本件においては、1施設の電気料金を複数口に分けて請求いただく必要はありません。
質疑6（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	回答6（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） よろしいです。
質疑7（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 仮に当社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	回答7（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 協議に応じることは可能です。
質疑8（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 入札金額を算定するにあたり、各施設で異なる単価の設定は可能という認識でよろしいですか。	回答8（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） よろしいです。
質疑9（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 入札書を入れる内封筒には、入札者の商号(名称)、入札施設名、入札回数を記載する必要があると思いますが、入札施設名は「保健福祉施設2施設」とし、各施設名の記載は不要という認識でよろしいですか。	回答9（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） よろしいです。
質疑10（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 質疑への回答項目に、「燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない契約方法でも問題ありません」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。	回答10（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 燃料費調整額については、様々な状況により変動するものであるため、至近の実績により算定しても、実際の供給期間における燃料費調整額とは一致しないことが考えられます。 入札公告の「5. 入札書の作成方法－(6)燃料費調整額等の取り扱い」に記していますとおり、燃料費等調整額については、入札価格に含めないでください。

質 疑 事 項	回 答
落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	
質疑11 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	回答11 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 電力供給契約を締結する際、質問いただいている記載事項を契約書に追記することはできませんが、契約の締結後、供給者の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合は、供給者からの協議に応じ、契約金額の変更を検討します。
質疑12 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 市に届出済の入札参加資格を有する受任者が入札する場合には、委任状の提出は不要と考えてよろしいですか。その場合、入札書の代表者氏名欄は、受任者名でよろしいですか。 また、契約締結に際しては、別の代理人に再委任することは可能ですか。再委任可能な場合、委任状は必要ですか。提出期限があれば教えてください。	回答12 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 市に届出済の入札参加資格を有する受任者が入札する場合には、委任状の提出は不要です。この場合、入札書の代表者氏名欄は、受任者名としてください。 契約締結に際しては、別の代理人に再委任することは可能です。その場合、委任状の提出を必要とし、落札決定の通知後において、速やかに(5開庁日程度以内)提出してください。(契約を締結する受任者について、書類の提出の事前に本市にお知らせください。)
質疑13 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 入札金額の積算に伴う端数処理について、以下のとおりとしてよろしいですか。 ・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)する。 ・月別合計金額は、各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理(単位を1円とし、その端数は切捨て)する。 認められない場合、入札金額の積算においては、ご指示のとおりに行いますが、仮に弊社が落札した場合には、弊社の規定(上記のとおり)で各月の電気料金を算定することになりますが、ご了承いただけますか。	回答13 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) ・入札公告の「5. 入札書の作成方法-(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法」に記載の通り、基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、この③に記載の通り、月ごとの電力量料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定してください。(この定めにおいて、貴社での端数処理を適用してください。) ・月額合計については、各月において基本料金と電力量料金の合計金額とし、入札公告の「5. 入札書の作成方法-(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法-④」に記載の通り、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質疑14 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札	回答14 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 提出する書類の日付は提出日でよろしいです。また、入札書の日付の指定はありません。

質 疑 事 項	回 答
日)等がございますか。	
質疑15 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 自家発補給電力の契約はありますか。	回答15 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 本件においては、自家発補給電力の契約がある施設は1施設ありません。
質疑16 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW 以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	回答16 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 本件においては、本件の電力供給期間中において、500kW 以上に契約電力を変更する予定の施設はありません。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には、契約単価の変更協議には応じます。
質疑17 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	回答17 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 電気料金の支払いに伴う振込手数料について、本市の負担となることは了承しています。 また、本市においては、電気料金の支払い期限について、請求書受領後 30 日以内を基本としていますので、料金算定期間の翌月末日までに支払いを完了する必要がある場合は、料金算定月を経過した後、速やかに供給者から本市に請求書を送付いただき、支払いを行うようにいたします。
質疑18 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	回答18 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) この場合、料金算定期間の翌月末日までの支払期日には支払いがおおむね間に合うと思いますが、できるだけ本市へ早く請求書が到着するように努めてください。
質疑19 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	回答19 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 送電開始日は令和8年4月1日です。また、計量日は毎月 1 日で差し支えありません。
質疑20 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	回答20 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 本件においては、1施設の電気料金を複数口に分けて請求いただく必要はありません。(回答5の通りです。)
質疑21 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われ	回答21 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 本件においては、1施設ごとに請求書通りの金額で電気料金をお支払いします。

質 疑 事 項	回 答
るということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。 質疑22 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。 質疑23 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。 質疑24 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。 質疑25 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。” 質疑26 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)	回答22 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 協議に応じることは可能です。 また、契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することについては、その協議内容により判断します。 回答23 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 入札書と内訳書は割印をする必要はありません。 封筒については、入札公告の「5. 入札書の作成方法-(7)入札書の封入方法」に記載の通り、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出してください。 回答24 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとするため、各社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額を算出することはできません。 回答25 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとし、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応することによる、契約単価の見直し協議には応じます。 回答26 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をし

質 疑 事 項	回 答
料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	ない契約方法でも問題はありません。(回答1の通りです。)
質疑27 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日まで確認可能かご教示ください。	回答27 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 落札業者は開札日か、その翌開庁日には決定するようにします。 なお、入札公告の「3. 入札の日程等ー開札日時等」に記載の通り、落札決定後において、落札者には本市から直接連絡します。
質疑28 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	回答28 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) よろしいです。
質疑29 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	回答29 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 落札後、または契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合、契約済の電気料金単価の変更について協議に応じます。
質疑30 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 複数需要場所の合算請求書の発行は対応できませんがご了承いただけますでしょうか。	回答30 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 入札公告の「10. 電気料金の支払いー(2)電気料金請求書等の送付先について」に記載の通り、本件においては、2施設についてそれぞれ請求書の送付先を定めており、複数需要場所の合算請求書の発行を依頼することはありません。
質疑31 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	回答31 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 計量結果の報告および検査については、電気料金請求書及び請求確定後にWebサービス等で対応することについて了承します。 検査後の日付での請求書の再発行の事項については了承しますが、本市においては電気料金の支払い期限について、請求書受領後 30 日以内を基本としていますので、請求日から支払い期限までの期間については、ゆとりを持つようにしてください。

質 疑 事 項	回 答
質疑32（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	回答32（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） この場合、2回目以降における入札の辞退届については、提出する必要はありません。
質疑33（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	回答33（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 契約書の提出期限や、締結日の期限はありませんが、落札決定からあまり経過しないよう努めてください。 なお、契約書については、本市において書面を印刷・製本し、公印を押印したうえで、落札者に送付します。
質疑34（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	回答34（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） その記載で問題ありません。
質疑35（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	回答35（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札はできません。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号
庄原市役所 総務部 管財課 契約係